

DSSI 後の債務措置に係る共通枠組（仮訳）

（2020 年 11 月 13 日）

現下の債務脆弱性に効率的に対処するためには、ケースバイケースのアプローチ、及び債権者間の力強い協調が必要との認識の下、本文書は、DSSI 適格国に対する適時かつ秩序立った債務措置を、民間セクターを含む幅広い債権者の参加を得た形で実施するため、パリクラブでの合意も得て、G20 の共通の枠組を定めるものである。

債務措置の必要性及び措置の対象となる債務

本プロセスは、債務国からの要請により開始される。債務措置の必要性及び必要となる債務再編の大枠は、IMF・世界銀行グループの債務持続可能性分析（DSA）及び参加する公的債権者による共同評価に基づくこととし、IMF の高次クレジット・トランシュ（UCT）支援プログラムの諸条件と整合的なものとする。

措置の対象となる債務は、当初の満期が 1 年を超える全ての公的債務及び公的に保証された債務とする。持続可能性を確保するために必要となる措置は、2020 年の DSSI 条件要綱で定められた、同年 3 月 24 日以降新たに供与された資金を保護するカットオフデートを考慮する。

債務措置を要請する債務国は、IMF、世界銀行グループ、及び債務措置に参加する債権者に対して、商業的に機微な情報に配慮しつつ、全ての公的セクターの金融上のコミットメント（債務）に関する必要な情報を提供する。

公的な二国間債権者間の協調

債務国に対して債権を有する全ての公的な二国間債権者は、当該国に対する債務措置に参加する。

債務国に対して債権を有する全ての G20 及びパリクラブの債権者、並びに当該国に対して債権を有する他の公的な二国間債権者で参加の意思のある者は、国内法及び内部手続と整合的な形で、債務国への関与にあたり協調し、債務措置の主要条件を合同で確定する。債権者による合同の交渉は、開かれた形で透明性高く行われなければならない。全ての債権者及び債務国に特定の懸念がある場合には、主要条件の確定前に、適切に考慮されなければならない。

主要条件には、少なくとも、(i) IMF 支援プログラム期間中の名目債務支払額の変更、(ii) 適切な場合には、割引現在価値での債務削減、及び(iii) 措置対象の債権の償還期間の延長が含まれる。債務措置は、原則的には、債務の償却または免除の形では実施されない。IMF・世界銀行グループの DSA 及び参加する公的債権者による共同評価の結果、最も困難なケースにおいて債務の償却または免除が必要となる場合には、参加する各債権者が、それぞれの国内承認手続を適時に完了しなければならないこと、その進捗につき他の債権者に情報を提供しなければならないことを、特に考慮に入れる。主要条件は、全ての公的な二国間債権者が公平に負担すること、及び民間債権者による債務措置が公的な二国間債権者による債務措置と少なくとも同程度となることを確保する形で定められる。

主要条件は、参加する全ての債権者及び債務国によって署名される、「覚書」(MoU) という法的には拘束力を有しない文書に記録される。債権者は、債務国と署名する二者間の取極を結び、MoU を実施する。債権者は引き続き緊密に協調し、MoU の実施状況について情報を共有する。

他の債権者との措置の同等性

参加債権者との MoU に署名する債務国は、他の全ての公的な二国間債権者及び民間債権者に対し、MoU で合意されたものと少なくとも同程度の措置を求めなければならない。債務国は、MoU の署名者に対し、必要があれば対面での会合等を通じて、他の債権者との交渉の進捗についてアップデートを定期的に提供しなければならない。

同等性の評価は、名目債務支払額、割引現在価値での債務残高、及び措置対象の債権の償還期間における、変更の程度に基づいて行う。

国際開発金融機関は、債務脆弱性に対処するための国内対応、資金フローの純増、債務救済といった過去の経験¹を参照すること等により、現在の格付及び低い資金調達コストを維持しながら、どのようにして途上国のより長期的な資金ニーズに応じるのが最も適切か、選択肢を策定する。

¹ 過去の債務脆弱性の取扱いにおいては、国内対応や、資金フローの純増、あるいは、重債務貧困国(HIPC) イニシアティブ及び多国間債務救済イニシアティブ(MDRI) といったスキーム等を通じた債務救済を含む、様々なオプションが用いられた。現在、こうした過去のオプションを現状にどのように適用し得るかについてコンセンサスはない。